

浜松市の清掃工場で生成される「溶融スラグ」利用指針

1 趣旨

本市では、将来にわたり持続可能な社会を実現するため、その開発目標である環境負荷を低減する資源循環型社会の構築を目指し、3R施策の推進による廃棄物の減量化を図るなど、廃棄物の発生抑制や資源の再使用、再利用を促進するための様々な施策を展開している。その施策のひとつとして、本市清掃工場において、ごみ処理過程で生成される溶融スラグを有効活用することで最終処分量の低減に取り組んでいる。

これら取り組みの推進に対応するため、溶融スラグ利用指針を制定し、溶融スラグのより一層の利活用を図るものである。

2 目的

本指針は、市の事務事業において、溶融スラグの有効な利活用を促進するため、必要な事項を定め、循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

3 適用範囲

本指針は、浜松市が実施するすべての公共事業に適用する。

4 利用を促進するための取り組み

(1) 溶融スラグの生成と品質管理等

ア：西部清掃工場における溶融スラグの生成は市が、保管・品質確認・売却はJFE環境テクノロジー株式会社（以下、「JET」という）が適正に行う。廃棄物処理施設課はモニタリングを適正に行う。

イ：天竜清掃工場における溶融スラグの生成・保管・品質確認・売却は株式会社浜松クリーンシステム（以下、「HCS」という）が適正に行う。天竜清掃事業所はモニタリングを適正に行う。

(2) 溶融スラグの利活用の促進

財務部技術監理課、廃棄物処理施設課及び天竜清掃事業所は「溶融スラグ有効利用ガイドライン」を整備し、公共事業において溶融スラグの利活用の促進を図るとともに、その技術的事務を担う。

(3) 溶融スラグの有効活用を図るための情報収集と調査・研究

廃棄物処理施設課、天竜清掃事業所、JET及びHCSは、コンクリート製品用骨材・道路用骨材（再生加熱アスファルト混合物用骨材及び再生路盤材）・土工用埋め戻し材（路床材含む）等など溶融スラグ入り製品としての活用を促進するための情報収集と調査・研究を進める。

5 品質管理等

(1) 規格及び基準

溶融スラグは、次の各号に掲げる利用用途に応じ、当該各号に定める品質を満たすものとする。

ア：コンクリート二次製品用骨材及び道路用骨材

利用用途	関連規格
コンクリート二次製品用骨材	日本産業規格「JIS A 5031」（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）
道路用骨材	日本産業規格「JIS A 5032」（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）

「JIS A 5031」「JIS A 5032」は最新版を示す。

イ：上記以外の用途（土工用埋戻し材等）

(ア) 環境安全品質に係る基準

日本産業規格「JIS A 5032」の5.4（環境安全品質基準）の基準に適合していること。

(イ) 特に定める必要のある項目

必要に応じ、利用者との協議によりその他事項を定める。

(2) 品質試験

溶融スラグの品質確認は、西部清掃工場はJETにて実施し、JETは試験成績書を廃棄物処理施設課に提出する。天竜清掃工場はHCSにて実施し、HCSは試験成績書を天竜清掃事業所に提出する。以下に品質確認試験の実施頻度を示す。

ア：(1) 項アの品質確認

日本産業規格に基づき実施する。

(ア) 環境安全品質試験（有害物質溶出量と含有量試験）は、1ヶ月に1回以上の頻度で実施する。

(イ) 化学成分、物理的品質、アルカリシリカ試験、膨張性、ポップアウト試験等は、3ヶ月に1回以上の頻度で実施する。

イ：(1) 項イの品質確認試験頻度

(ア) 環境安全品質試験（有害物質溶出量と含有量試験）は、1ヶ月に1回以上の頻度で実施する。

(イ) 特に定める必要のある品質確認試験は、利用者との協議により定める。

(3) 試験結果等

ア：各試験結果は、20年間保存するものとする。

イ：すべての溶融スラグの製造量、売り払い量、使用量について、廃棄物処理施設課はJETに、天竜清掃事業所はHCSに提出させ、これを管理する。

6 報告等

- (1) 市の事務事業において、溶融スラグを使用する場合、工事及び業務委託等における担当職員（監督員等）は、事業ごとに請負者又は業務受託者に「再生資源利用（促進）計画書」及び「再生資源利用（促進）実施書」を提出させる。
- (2) 廃棄物処理施設課及び天竜清掃事業所は、年度ごとに、スラグの生成量、売り払い量、有効利用量について取りまとめる。

7 責任分担（リスク分担）

(1) 溶融スラグ製造者及び販売者

溶融スラグ製造者（西部清掃工場は廃棄物処理施設課、天竜清掃工場は HCS）は、溶融スラグを安定かつ安全に供給できるよう、溶融施設の運転管理及び品質管理を適正に行い、排出される溶融スラグの品質確保に努める。また、溶融スラグ販売者（西部清掃工場は JET、天竜清掃工場は HCS）は、品質確認された溶融スラグの全量流通に努める。全量流通ができなかった場合、溶融スラグ販売者の責任で保管場所を確保する。

(2) 所管課の責務

廃棄物処理施設課及び天竜清掃事業所は、溶融施設の運転管理について適正なモニタリングを実施し、生成される溶融スラグの品質保持に努めるとともに、溶融スラグを使用した事業、製品等への利用に当該溶融スラグに起因すると推定される問題が生じた場合には、その問題について誠意をもって対応するとともに、関係者と協力して原因究明及び解決に努める。

(3) 溶融スラグ入り製品の製造者の責務

溶融スラグを使用して作られた製品の品質については、その製造者が責任を負うものとする。

※溶融スラグ入り製品とは、①溶融スラグ配合再生加熱アスファルト混合物、②溶融スラグ配合コンクリート二次製品 等をさす

8 溶融スラグの廃棄物としての取り扱い

溶融スラグ入り建設資材（溶融スラグ配合再生加熱アスファルト混合物・溶融スラグ配合コンクリート二次製品・埋め戻し材（路床材含む））等を使用した箇所の再掘削時には再利用を原則とするが、処分することにより生じる建設副産物については、「溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準」に基づき、適正に取り扱うものとする。

9 指針の見直し

本指針は、「溶融スラグに関する JIS（日本産業規格）」（JIS A 5031、JIS A 5032 の最新版）及び「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成 19 年 9 月 28 日付け環廃対発第 070928001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づくものであり、今後、国等において本指針に関連する基準等の制定又は改廃があった場合は、速やかに本指針の見直しを行うものとする。

附 則 この指針は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この指針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。